

会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則について

1 九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）は、昭和六十二年四月の日本国有鉄道の分割・民営化により発足した会社であり、その株式は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が保有していた。

JR九州を含め、各旅客鉄道株式会社については、国鉄改革に関する累次の閣議決定において「経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化すること」とされており、近年のJR九州は、安定的に経常黒字を計上し、一般的な民間会社と比べても遜色ない経営状況にあると認められたことから、完全民営化に向け、平成二十八年四月一日に旅客鉄道株式会社に係る国の監督等について定める「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」（昭和六十一年法律第八十八号）の適用対象から除外された。そして、機構は同年十月二十五日に、保有していたJR九州の全株式を売却し、これによりJR九州は完全民営化された。

JR九州については、従来、国が資本金の二分の一以上を出資している機構から資本金の出資を受けており、その会計は会計検査院法第二十三条第一項第五号の規定に該当するものとして検査が行われてきたが、二十八年十月二十五日をもって機構からの出資がなくなつたことから、二十九年次の検査に関する事務が終了した機会を捉えて、別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄からJR九州を削るものである。

2 この規則は、公布の日から施行する（公布は平成二十九年十二月一日）。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務局分掌事項
第三局	(略)	(略)
(略)	国土交通検査 第五課	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社 の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事務局分掌事項
第三局	(略)	(略)
(略)	国土交通検査 第五課	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務